○埼玉県公安委員会公印規程

昭和 36 年 9 月 21 日

公安委員会規程第２号

公 安 委 員 会 委 員 長

埼玉県公安**委員会**公印規程を次のように定める。

埼玉県公安委員会公印規程

（目的）

第１条　この規程は、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において公文書に使用する公印（以下「公印」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（公印の種別及び制式）

第２条　公印の種別及び制式は、別表１のとおりとする。

（公印の保管等）

第３条　公印の保管責任者、保管個数及び使用区分は、別表２のとおりとする。

２　保管責任者は、所属の次席又は附置機関の長を取扱責任者に指定し、自己の保管に係る公印の保管及び取扱いをさせることができる。ただし、警察本部の所属の保管責任者は、分庁舎等において使用する場合であって、特に必要があると認めるときは、当該所属の警部以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員を取扱責任者に指定し、自己の保管に係る公印の保管及び取扱いをさせることができる。

３　警察署の保管責任者及び取扱責任者は、執務時間内において、当該警察署の課長又は課長代理を取扱者に指定し、公印の保管及び取扱いをさせることができる。この場合において、保管責任者及び取扱責任者が保管すべき設備を指定したときは、前条に定める第７号印に限り、執務時間外も引き続き当該設備に保管しておくことができる。

一部改正〔昭和 39 年第３号、令和５年第９号、６年第３号〕

（公印の登録）

第４条　公印は、全て別表３の公印登録簿にその印影を登録しなければならない。

２　前項の公印登録簿は、総務部総務課において保管するものとする。

一部改正〔昭和 60 年第２号、63 年第１号、平成元年第１号、27 年第 10 号〕

（公印の取扱等）

第５条　保管責任者、取扱責任者及び取扱者（以下「保管責任者等」という。）は、公印の保管使用等について、適正な取扱いを図らなければならない。

２　保管責任者等は、公印を使用しないときは、施錠設備のある机等に収納して厳重に保管し、紛失、盗難、不正使用等の事故防止に努めなければならない。

３　取扱責任者及び取扱者は、保管責任者の指揮を受けて公印の取扱いを行い、保管責任者に対して責任を負うものとする。

一部改正〔昭和 51 年第１号、平成 27 年第 10 号、令和５年第９号〕

（公印の使用）

第６条　公印の使用は、次の各号によるものとする。

(1) 第２条に定める第１号印及び第２号印は、決裁を経た原議を総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に呈示して押印を受けるものとする。

(2) 前号以外の公印は、保管責任者等が押印するものとする。ただし、保管責任者等は、業務の遂行に必要な場合に限り、部下職員に押印させることができる。

一部改正〔昭和 51 年第１号、60 年第２号、63 年第１号、令和５年第９号〕

（印影の印刷）

第６条の２　公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、様式１により公安委員会の承認を受けなければならない。

２　印影を印刷した用紙は、厳重に保管し、不用となったときは、当該用紙を破砕、溶解、焼却等他に不正な利用をされない方法により処分しなければならない。

追加〔昭和 44 年第２号〕、一部改正〔昭和 51 年第１号、平成元年第１号、16 年第２号、令和５年第９号〕

（電子印）

第６条の３　電子計算機を利用して文書を作成する場合において、特に必要があると認められるときは、電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印」という。）を当該文書に出力することにより、公印の押印に代えることができる。

２　電子印を使用しようとするとき又は電子印を使用する必要がなくなったときは、様式２により公安委員会の承認を受けなければならない。

３　電子印の使用に当たっては、印影の改ざん、複製、盗用その他の不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

４　文書に出力する電子印の色は、朱色又は黒色とする。

追加〔令和５年第９号〕

（公印の新調、改刻、廃止等）

第７条　保管責任者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると認めるときは、様式３により総務課長を経由し公安委員会に申請しなければならない。

２　保管責任者は、公印に関し紛失その他の事故が生じたときは、速やかに総務課長を経由し公安委員会に報告しなければならない。

一部改正〔昭和 51 年第１号、60 年第２号、平成元年第１号、令和５年第９号〕

（公印の廃棄）

第８条　総務課長は、改刻、廃止等によって使用しなくなった公印については、登録を取消すとともに、公印登録簿に必要な事項を記入し、廃棄処分に付するものとする。

一部改正〔昭和 60 年第２号〕

（公印の点検）

第９条　総務課長は、公印を保管する所属に対して、保管本数及び管理状況の点検を行わせるものとする。

追加〔令和６年第３号〕

附　則

１　この規程は、公布の日〔昭和 36．９．21〕から施行する。

２　この規程施行の際、別表１に定める公印に相当するもので現に使用中のものは、この規程により定められたものとみなす。

附　則（昭和 37 年６月 13 日公安委員会規程第１号）

この規程は、昭和 37 年７月１日から施行する。

附　則（昭和 38 年５月 29 日公安委員会規程第１号）

この規程は、昭和 38 年６月１日から施行する。

附　則（昭和 39 年７月 30 日公安委員会規程第３号）

１　この規程は、昭和 39 年８月１日から施行する。

２　この規程施行の際、別表１に定める公印に相当するもので現に使用中のものは、当分の間これを使用することができる。

附　則（昭和 39 年９月２日公安委員会規程第４号）

この規程は、昭和 39 年９月６日から施行する。

附　則（昭和 40 年 11 月 10 日公案委員会規程第５号）

１　この規程は、昭和 40 年 11 月 25 日から施行する。

２　この規程施行の際、別表１に定める公印に相当するもので現に使用中のものは当分の間これを使用することができる。

附　則（昭和 41 年 10 月 12 日公安委員会規程第２号）

この規程は、昭和 42 年１月１日から施行する。

附　則（昭和 42 年２月 22 日公安委員会規程第２号）

１　この規程は、昭和 42 年３月１日から施行する。

２　この規程施行の際、別表１に定める公印に相当するもので現に使用中のものは当分の間これを使用することができる。

附　則（昭和 43 年４月 17 日公安委員会規程第１号）

この規程は、公布の日〔昭和 43．４．17〕から施行し、昭和 43 年４月１日から適用する。

附　則（昭和 44 年３月８日公安委員会規程第１号）

この規程は、昭和 44 年３月８日から施行する。

附　則（昭和 44 年７月９日公安委員会規程第２号）

この規程は、昭和 44 年７月９日から施行する。

附　則（昭和 45 年３月 18 日公安委員会規程第１号）

この規程は、昭和 45 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 45 年７月８日公安委員会規程第３号）

この規程は、昭和 45 年７月 10 日から施行する。

附　則（昭和 46 年７月 14 日公安委員会規程第１号）

この規程は、昭和 46 年８月１日から施行する。

附　則（昭和 47 年 11 月１日公安委員会規程第４号）

この規程は、昭和 47 年 11 月１日から施行する。

附　則（昭和 48 年５月 23 日公安委員会規程第１号）

この規程は、昭和 48 年５月 23 日から施行する。

附　則（昭和 48 年５月 23 日公安委員会規程第２号）

この規程は、昭和 48 年 10 月１日から施行する。

附　則（昭和 51 年３月 30 日公安委員会規程第１号）

この規程は、昭和 51 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 60 年３月６日公安委員会規程第２号）

この規程は、昭和 60 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 61 年 10 月１日公安委員会規程第２号）

この規程は、昭和 61 年 11 月１日から施行する。

附　則（昭和 62 年３月 11 日公安委員会規程第１号抄）

１　この規程は、昭和 62 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 62 年４月 15 日公安委員会規程第４号）

この規程は、昭和 62 年５月１日から施行する。

附　則（昭和 63 年３月 28 日公安委員会規程第１号）

この規程は、昭和 63 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 63 年 12 月７日公安委員会規程第４号）

この規程は、昭和 64 年１月１日から施行する。

附　則（平成元年 10 月２日公安香員会規程第１号）

この規程は、平成元年 10 月２日から施行する。

附　則（平成２年８月 22 日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成２年９月１日から施行する。

附　則（平成３年９月 25 日公安委員会規程第５号）

この規程は、平成２年 10 月１日から施行する。

附　則（平成４年３月 31 日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成４年６月 30 日公安委員会規程第６号）

この規程は、平成４年７月１日から施行する。

附　則（平成５年７月 30 日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成５年８月１日から施行する。

附　則（平成５年 12 月 22 日公安委員会規程第４号）

この規程は、平成６年１月１日から施行する。

附　則（平成６年４月 27 日公安委員会規程第３号抄）

１　この規程は、平成６年５月 10 日から施行する。

附　則（平成６年 10 月 28 日公安委員会規程第８号）

この規程は、平成６年 11 月１日から施行する。

附　則（平成７年３月 17 日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成７年 10 月 18 日公安委員会規程第４号）

この規程は、平成７年 10 月 18 日から施行する。

附　則（平成９年３月 31 日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 28 日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年８月 15 日公安委員会規程第７号）

この規程は、平成 12 年８月 15 日から施行する。

附　則（平成 13 年１月 25 日公安委員会規程第４号）

この規程は、平成 13 年１月 25 日から施行する。

附　則（平成 14 年５月 15 日公安委員会規程第６号）

１　この規程は、平成 14 年６月１日から施行する。〔後略〕

附　則（平成 14 年６月 25 日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成 14 年７月１日から施行する。

附　則（平成 14 年６月 25 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 14 年７月１日から施行する。

附　則（平成 14 年７月 10 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 14 年７月 10 日から施行する。

附　則（平成 15 年４月 23 日公安委員会規程第３号）

この規程は、平成 15 年５月１日から施行する。

附　則（平成 16 年４月 28 日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成 16 年５月１日から施行する。

附　則（平成 17 年３月 16 日公安委員会規程第２号）

１　この規程は、平成 17 年４月１日から施行する。

２　この規程による改正後の埼玉県公安委員会公印規程別表２の７号印の部交通部駐車対策課長の項使用区分の欄中「道路交通法」とあるのは、平成17年４月１日から道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第３条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附　則（平成17年９月27日公安委員会規程第10号）

この規程は、平成17年10月１日から施行する。

附　則（平成17年11月30日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成17年11月30日から施行する。

附　則（平成17年11月30日公安委員会規程第13号）

この規程は、平成17年12月１日から施行する。

附　則（平成18年５月26日公安委員会規程第17号）

この規程は、平成18年６月１日から施行する。

附　則（平成19年５月30日公安委員会規程第６号）

この規程は、平成19年６月１日から施行する。

附　則（平成19年９月25日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成20年２月27日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成20年３月１日から施行する。

附　則（平成20年３月25日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年９月30日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成20年10月１日から施行する。

附　則（平成22年３月12日公安委員会規程第２号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月24日公安委員会規程第４号）

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月27日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年３月 31 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年 12 月９日公安委員会規程第 16 号）

この規程は、平成 28 年１月１日から施行する。

附　則（平成 28 年６月 15 日公安委員会規程第９号）

この規程は、平成 28 年６月 23 日から施行する。

附　則（平成 28 年９月 14 日公安委員会規程第 11 号）

この規程は、平成 28 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 29 年２月 22 日公安委員会規程第４号）

この規程は、平成 29 年２月 22 日から施行する。

附　則（平成 30 年３月 20 日公安委員会規程第１号）

この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月９日公安委員会規程第６号）

この規程は、令和元年９月９日から施行する。

附　則（令和２年５月 27 日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和２年６月１日から施行する。

附　則（令和２年９月３日公安委員会規程第６号）

この規程は、令和２年９月３日から施行する。

附　則（令和４年３月９日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和４年３月 15 日から施行する。

附　則（令和４年９月 30 日公安委員会規程第７号）

この規程は、令和４年 10 月１日から施行する。

附　則（令和５年６月 30 日公安委員会規程第７号）

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和５年８月 25 日公安委員会規程第９号）

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附　則（令和６年３月 15 日公安委員会規程第３号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和８年５月 27 日公安委員会規程第４号）

この規程は、令和８年６月１日から施行する。

【様式別表省略】